

大和市告示第129号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年8月21日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部  
を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第44号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。